

## 韓国：優先審査対象の拡大について

韓国特許庁は、特許出願の優先審査の対象を拡大しました。従前は、特定の14分野のみが優先審査の対象となっていたましたが、本改正により、技術分野の制限無く優先的に特許出願の審査を受けることができるようになりました。

優先審査の適用を受けるには、優先審査の申請をしようとする者が、専門機関に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を韓国特許庁長官に通知要請する必要があります。

本規定は、2008年10月1日より施行されています。

詳細は、韓国特許庁ウェブサイト <http://www.kipo.go.kr/kpo/eng/> をご参照ください。

以 上